

四 勤讀二十年以上ノ退職者ニ對シテ退職年金ト退職一時
金ニ選擇ノ自由ヲ認メラレタレ
回答 篤ト考完スベシ

五 震災手當ヲ即時支給セラレタレ

回答 大正十五年一月若永第百号ノ雇員ニ對シテ特別給與
金ニ潤德規程ニ據ルノ外ナシ

以上

回答 國庫ノ撥入

一 伯父ノ女翁ノ高木ノ遺言ニ依リテ遺産ノ管理又兼
シ

東京市立第二高等學校 附屬 會計 會 議 録 卷 之 二 四 答

記

一 今回ノ解僱者ノ復職ハ之ヲ認容シ得ザリ
も將來適當ト認むるに至リたり者あるときは
再採用することあるべし

二 罷業中ノ缺勤ハ普通缺勤ノ取扱をなし
給料を支給セざるも僱員全般に對シ此際
家族慰問キ一ニ金一封を贈與すべし

(二月一十日) 二 罷業中ノ二
日 あり 十日

三 今期花季手當ハ四月一日より十九日迄皆
勤したるものに對シても之を支給すべし

手當支給 1000 円
無任ノ謝意 あり
喜ばしく あり
(三月十日)